

## 平成 28 年度税制改正の概要（市町村税関係）

平成 27 年 12 月 24 日、「平成 28 年度税制改正大綱」が閣議決定され、2 月 9 日、「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出された。

この改正による市町村税収への影響は、全国計で、平成 28 年度においては 46 億円の増収、平年度ベースにおいては 47 億円の増収が見込まれている。

改正の主な内容は以下のとおりである。

### 1 市町村民税

#### (1) 個人市町村民税

##### ア 改正の主な内容

検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の購入費用についての所得控除制度が創設される。

※スイッチ OTC 医薬品：要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。

##### イ 改正時期

平成 30 年度分以降の個人住民税について適用

##### ウ その他

- 市区町村と都道府県との合意による、市区町村から都道府県への個人住民税の徴取引継特例の対象を拡大し、現年課税分のみの滞納についても徴取引継特例の対象とする。

#### (2) 法人住民税

##### ア 改正の主な内容

法人税割の税率を下表のとおり引下げ、これに伴い地方法人税（国税）の税率を 5.9%引き上げる。

区 分	現 行	改正案	増 減
市町村	9.7% [12.1%]	6.0% [8.4%]	▲3.7% [▲3.7%]
(参考) 都道府県	3.2% [4.2%]	1.0% [2.0%]	▲2.2% [▲2.2%]

[ ] は制限税率

##### イ 改正時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

##### ウ その他

- ・ 企業版ふるさと納税制度が創設される。

※企業版ふるさと納税制度：青色申告書を提出する法人が、地域再生法の改正法の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、税額控除ができる制度。

## 2 固定資産税

### (1) 改正の主な内容

ア 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する一定の機械及び装置に係る課税標準の特例措置が創設される。

(ア) 特例内容 課税標準を最初の 3 年間、価格の 2 分の 1 とする

(イ) 適用期間 取得が法改正から平成 31 年 3 月 31 日まで

イ 農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた遊休農地についての評価方法の変更が実施される。

(ア) 変更内容 農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられる割合 (0.55) を乗じないこととする。

(イ) 適用年度 平成 29 年度課税分から

ウ 所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が 10 年以上である農地に係る課税標準の特例措置が創設される。

(ア) 特例内容 最初の 3 年間課税標準を価格の 2 分の 1 とする

(賃借権等の設定期間が 15 年以上である農地については、最初の 5 年間課税標準を価格の 2 分の 1 とする)

(イ) 適用期限 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に賃借権等が設定されたもの

エ 新築住宅に係る税額の減額措置を 2 年延長する。

オ 地域決定型地方税制特例措置（通称：「わがまち特例」）の拡充

平成 24 年度に、自治体が減税幅などを条例で決められる地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）が導入され、平成 28 年度は、表のとおり新たに 4 項目が導入される。

対象資産	設備区分	特例率等
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	2/3 を参酌して
	風力発電設備	1/2 以上 5/6 以下（現行：2/3）
	水力発電設備	1/2 を参酌して
	地熱発電設備	1/3 以上 2/3 以下（現行：2/3）

	バイオマス発電設備	
公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	—	4/5 を参酌して 7/10 以上 9/10 以下 (現行: 4/5)
津波対策の用に供する償却資産	—	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下 (現行: 1/2)

### 3 軽自動車税

#### (1) 改正の内容

ア 環境性能割の創設し、現行の軽自動車税を種別割とする。

(ア) 適用年度 平成 29 年度から

(イ) 課税標準 自動車の取得価額 (免税点は 50 万円)

(ウ) 対 象 新車・中古車を問わず対象とする

(エ) 徴 収 当分の間、都道府県が賦課徴収を行う

(オ) 税 率 下表のとおり

#### ◎ 乗用車

	区分		税率	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車 天然ガス車 (ポスト新長期規制からNox10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)			非課税	非課税
ガ ソ リ ン ガ ソ イ リ ブ ン リ 車 ツ ド 車	★★★★	H32燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+65%達成)		
	★★★★	H32燃費基準達成 (H22燃費基準+50%達成)	1.0%	0.5%
	★★★★	H27燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	2.0%	1.0%
上記以外の車				2.0%

※ ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

JC08モード燃費値を算定していない乗用車については、平成22燃費基準値換算値による。

◎ 軽量車（車両総重量2.5 t 以下のバス又はトラック）

区分			税率	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車 天然ガス車（ポスト新長期規制からNox10%低減）			非課税	非課税
ガ ソ リ ン ガ ソ イ リ ブ ン リ 車 ツ ド 車	★★★★	H27燃費基準+20%達成 (H22燃費基準+50%達成)		
	★★★★	H27燃費基準+15%達成 (H22燃費基準+44%達成)		
	★★★★	H27燃費基準+10%達成 (H22燃費基準+38%達成)	2.0%	1.0%
上記以外の車				2.0%

※ ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。  
JC08モード燃費値を算定していない乗用車については、平成22燃費基準値換算値による。

イ 燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を1年延長する。

#### 4 消費税及び地方消費税 10%への引上げ

平成29年4月から消費税及び地方消費税の税率が8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）から10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に引き上げられる。

このことに伴い、自動車取得税（都道府県税）が平成29年4月1日に廃止され、自動車税（都道府県税）及び軽自動車税（市町村税）において、平成29年4月1日から、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が創設されるとともに、地方法人課税の偏在是正として、平成29年度から地方法人特別税（国税）・譲与税が廃止され、全額法人事業税（都道府県税）に復元される。

※ 地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び法人事業税は、その収入の一部が交付金として市町の収入となることから、市町財政に影響が生ずることとなる。